

令和2年10月1日

各位

一般社団法人 太田労働基準協会  
館林労働基準協会  
大泉労働基準協会

### 安全管理者選任時研修開催のご案内

労働安全衛生規則 第 5 条の改定により、新たに安全管理者を選任する場合は、従来からの学歴と実務経験に加えて、厚生労働大臣が定める研修を受講修了していることが、平成18年10月1日から義務付けられました。本条項が適用される日(平成18年10月1日)において、安全管理者として実務経験が2年未満の人も、本研修を受講修了する必要があります。貴事業場におかれましても、本研修対象者のみならず、これに準ずる方々には、本研修を受講されますようご案内申し上げます。

記

#### 1. 開催月日と会場

	月 日	時 間	会 場
学 科	11月 7日(土)	AM 9:00~17:00	太田市飯塚町87-1 一般社団法人 太田労働基準協会 2階 講習室
	11月 8日(日)	AM 9:00~12:00	

2. 申込方法 右面の申込書に必要事項を記入し、押印のうえ、受講料を添えて当協会へ提出して下さい。提出方法は、①申込書と受講料を協会窓口へ持参する。②申込書と受講料を現金書留で郵送する。③申込書を郵送で提出し、受講料は下記の指定口座に振込む(振込手数料は申込者負担)のいずれかになります。②と③の場合は、申込書を郵送する際に、84円切手を貼った返信用封筒(受講券等の送付用)を同封して下さい。いずれの場合も、講習日1週間前までに、申込書の提出と受講料の支払いを済ませる必要があります。尚、講習日1週間前以降の受講取消しについては、受講料等の払い戻しは致しません。

#### 振込先

群馬銀行 太田支店 普通 2143059 社団法人 太田労働基準協会  
シャ) オオタロウドウキジュンキョウカイ

3. 受講料 会 員 15,500円 内訳 14,091円 (消費税 1,409円)  
テキスト代 無 料  
非会員 17,150円 内訳 14,091円 (消費税 1,409円)  
テキスト代 1,500円 (消費税 150円)

※ 会員とは群馬県内の労働基準協会へ加入している会員です。

4. 申込締切日 定員になり次第、又は開催日7日前に締め切ります。

5. 申込先 一般社団法人 太田労働基準協会 TEL0276-46-5774 fax0276-46-1544  
館林労働基準協会 TEL0276-72-8890 fax0276-70-7622  
大泉労働基準協会 TEL0276-62-4334 fax0276-62-3619

6. 募集人員 40名 (早急に定員に達する恐れがありますので、受講される場合は、確実な員数を電話等で事前にご連絡ください)

#### 7. その他

・ 本研修は昼食が含まれておりませんので、各自で昼食の対応をお願い致します。

8. 注意 遅刻は認められませんので、ご注意ください。

マスクの着用・検温・消毒・3密防止へのご協力をお願いします。

## 安全管理者選任時

## 研修申込書

受 講 番 号			実施管理者 承認欄
太 田	館 林	大 泉	

番 号	氏名(ふりがな)	生年月日	住 所
		昭和 平成 年 月 日	現住所
		印 性別 男・女	TEL
番 号	氏名(ふりがな)	生年月日	住 所
		昭和 平成 年 月 日	現住所
		印 性別 男・女	TEL
番 号	氏名(ふりがな)	生年月日	住 所
		昭和 平成 年 月 日	現住所
		印 性別 男・女	TEL

\*受講番号は記入しないでください。

連絡担当者名( ) TEL

上記の者は、研修を必要としますので申込みます。

事業場名

所在地

代表者

印

\* 下記申込方法の該当項目の□内に、レ点を入れて提出して下さい。

会員、 県内の他協会(協会名: )、 非会員  
 協会へ支払い、 現金書留、 銀行振込み

一般社団法人 太田労働基準協会  
館林労働基準協会  
大泉労働基準協会 殿